

鳥取県告示第 570 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字吉原字笛吹 1 から 3 まで、字大林 4、字論手 7 の 1、7 の 2、8 の 1、8 の 2、字大成 32 の 1 から 32 の 42 まで、字隠谷 47 の 1、字小黒目 48 の 1、字七ヒラ 49 から 53 まで、字邪楽塔 57、58 の 1、字猪野牧 77 の 1、77 の 5、77 の 87、字高操 78、79 の 1、79 の 9、大字大河原字大平 911 の 2、字上河原 1526、1527 の 1、1527 の 2、1528 の 1、1528 の 2、1529 の 1、1529 の 2、1529 の 12、1529 の 13、1529 の 17、1529 の 18、1529 の 20、字巖鏡 1530 の 2、1530 の 15、1530 の 16、1530 の 24 から 1530 の 26 まで、字鍵掛 1531 の 2、1531 の 11、1531 の 12、1531 の 15、1531 の 16、1531 の 24 から 1531 の 26 まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）